

委任状

代理人 住所：

\_\_\_\_\_

氏名：

\_\_\_\_\_

生年月日： 年 月 日生（ 歳）

電話番号： — —

私は、上記代理人に対し、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）に基づく

- 猟銃等講習会の受講の申込み（法施行規則第20条）
- 教習資格認定証の交付（法第9条の5第2項）
- 猟銃用火薬類等の譲受けの許可の申請及び猟銃用火薬類等譲受許可証の交付（火薬類取締法第17条第1項等）
- 技能講習の受講の申込み及び技能講習通知書の交付（法施行規則第26条等）
- 技能講習修了証の交付（法第5条の5第2項）
- 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付（法第7条第1項）
- 講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第22条）
- 教習資格認定証の書換え又は再交付の申請（法施行規則第56条）
- 技能講習修了証明書の書換え又は再交付の申請（法施行規則第29条）

に係る書類等の  $\left\{ \begin{array}{l} \input type="checkbox"/> 提出 \\ \input type="checkbox"/> 受領 \end{array} \right\}$  に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

委任者 住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

生年月日： 年 月 日生

電話番号： — —



# お知らせ



猟銃又は空気銃の所持許可等の手続に係る負担軽減措置として、

● 郵送による手続

※ 郵送に必要な費用は、全て申請者負担となります。

● 代理人による手続

※ 委任状と身分確認書類の提示が必要です。

ができるようになりました。対象となる手続は次のとおりです。

## ① 猟銃等講習会の受講申込み

- 受講申込書の郵送を希望する方は、電話で受講申込みの予約をすることができます。
- 受講申込書を簡易書留で警察署に郵送することができます。(手数料(神奈川県収入証紙)を貼付したもの。**講習7日前必着。**)
- 教本を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

## ② 教習資格認定証の交付、教習射撃に伴う猟銃用火薬类等譲受許可申請等

- 教習資格認定証を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)
- 教習射撃に伴う猟銃用火薬类等譲受許可申請に係る郵送手続ができます。(申請書を簡易書留で警察署に郵送。受け取り希望者は簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

## ③ 技能講習の申込み、技能講習通知書の交付

- 受講申込書の郵送を希望する方は、電話で受講申込みの予約をすることができます。
- 受講申込書を簡易書留で警察署に郵送することができます。(手数料(神奈川県収入証紙)を貼付したもの。**講習14日前必着。**)
- 技能講習通知書を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

#### ④ 技能講習修了証明書の交付

- 技能講習修了証明書を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

#### ⑤ 猟銃・空気銃所持許可証の新規交付

- 所持許可を受けていない方が新規に交付を受ける猟銃・空気銃所持許可証を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

#### ⑥ 講習修了証明書等の書換え又は再交付申請

- 講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書の書換え又は再交付申請書を警察署に郵送することができます。
- 手続終了後の講習修了証明書、教習資格認定証、技能講習修了証明書を簡易書留で受け取ることができます。(簡易書留分の切手を貼付した封筒が必要。)

#### 代理人による手続

- ①から⑥までの手続を代理人がすることができます。
- 代理人による手続には、委任状と代理人本人であることの確認書類の提示が必要です。

ご不明な点がございましたら、最寄りの警察署(生活安全(第一)課)若しくは下記連絡先までお問い合わせください。

神奈川県警察本部 生活安全総務課  
営業第二係(銃砲・危険物担当) 電話045-211-1212

